

平成21年度 第4回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時 平成22年3月2日(火)
13:30~15:00

2. 開催場所 水産会館 2F 第3会議室

3. 委員の定数 13名
出席委員 12名

漁業者代表: 奥村義雄、桂川善彦、神谷清、戸部一秋、西脇庄市、
吉澤 喜

遊漁者代表: 町野親生、渡辺澄子

学識経験者代表: 川合千代子、駒田格知、寺嶋昌代、皆川朋子、

4. 審議事項

- ・議 第 7 号 揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外について
- ・協議事項第1号 平成22年度滞留する天然遡上アユの再放流事業に係る事前協議について

5. 議事の経過

【開会宣言】

○戸部会長

それでは、只今から、平成21年度第4回の内水面漁場管理委員会を開会します。
本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。
本日の議題は、「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外について」ほか1件でありますので、よろしくお願いします。本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

○可児書記

本委員会委員定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

○戸部会長

本日の議事録署名者には、川合委員さんと吉澤委員さんをお願いしたいと思います。
宜しくお願いします。

【議第7号】

○戸部会長

それでは、議第7号「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第7号「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外について」を説明させていただきます。本議題は、揖斐川上流部における水産動物の採捕の禁止に係る委員会指示について、水産資源の繁殖保護に資する調査研究のための適用除外申請があったため、その是非について審議するものでございます。P2をご覧ください。それではまず、委員会指示の内容ですが、これは、昨年12月の委員会におきまして、2年間の、指示の延長を決定しました、徳山ダム湖上流域の揖斐川と、その支派川の一部におけます、全魚種の、採捕の禁止をするものでございます。この様な、指示を、出すに至った経緯等につきましては、前回の委員会におきまして、説明させていただきましたので、割愛させていただきます。2.の申請業務の概要ですが、定点調査による生物相の把握、湛水化が魚類に及ぼす影響の分析等で、平成15年度から継続実施されているものでございます。21年度結果につきましては、これも、前回の委員会におきまして、報告させていただいておりますので、割愛させていただきます。続きまして、適用除外申請の中身でございますが、P4をご覧ください。

【申請書朗読】

以上のことから、適用除外の是非（案）としましては、当該調査は今後、当該漁場に漁業権を設定することになった場合の漁場計画策定に係る科学的根拠にもなること等、水産資源の繁殖保護に資するための調査研究と認められること、また、採捕魚は全て放流するとしており水産資源にダメージを与えるものではないこと等から、当該調査を当該指示事項の適用から除外し、申請のとおり認めることとする。としたいと思います。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○委員

（「異議なし」の発言）

○戸部会長

それでは、ただ今から採決を行います。お諮りいたします。議第7号「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の発言）

○戸部会長

ご異議がないようですので、議第7号については原案のとおり決定します。

【協議事項第1号】

○戸部会長

それでは、続きまして、協議事項第1号「平成22年度滞留する天然遡上アユの再放流事業に係る事前協議について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、協議事項第1号「平成22年度滞留する天然遡上アユの再放流事業に係る事前協議について」を説明させていただきます。本協議事項は、「滞留天然遡上アユの再放流取扱要領」に基づき、根尾川筋及び恵那漁業協同組合から増殖事業として認定を受けるための事前協議があったものでございます。P2をご覧ください。まず、本協議事項と委員会との係わりですが、これは、堰堤等により遡上を妨げられ滞留している天然遡上アユを汲み上げ、良好な漁場に再放流するものであって要領の条件を満たすものについては増殖行為と認め、その再放流実績を毎年度委員会が指示する放流指示数量の一部として算入していこうというもので、以下にフローとしてまとめてございます。今回、審議いただきますのは、この流れの中、二重線で囲ってあります「事前協議審査」でございます。今回の申請の妥当性を、P3に添付しております要領と照らし合わせまして、GOサインを出すかどうか、決定するものでございます。要領中、特に留意すべき点には、アンダーラインを入れております。この様な観点から、2. 平成22年度事業計画の概要ですが、実施漁協は、根尾川筋及び恵那、採捕場所は、根尾川筋漁協が、根尾川の山口用水堰堤下流付近から下流、海老堰堤下流付近まで、恵那漁場が、阿木川ダム湖の阿木川貯留ダム魚道及び岩村貯留ダム付近、実施期間は、根尾川筋漁協が4月1日から6月30日まで、恵那漁協が4月1日から9月30日まで、採捕予定数量は、根尾川筋漁協が1,000kg、恵那漁協が2,000kgと、昨年と同じ漁協からの全く同じ計画となっております。この様なことから、事前協議書と要領との逐一の照合は省略させていただきますが、※1)、いずれの漁協も平成17年から継続実施しており、その間、アユの遡上の観点から見た堰堤の機能的状態は変わっていない。※2)、いずれの漁協にも岐阜県知事が特別採捕を許可済み。と言うことですので、この様なことを踏まえまして、3. 滞留する天然遡上アユの再放流事業に係る事前協議回答(案)としましては、各漁業協同組合から提出された協議書の内容は、いずれも「滞留天然遡上アユの再放流取扱要領」の条件を満たすものと認められることから、事業の実施を認めることとする。としたいと思います。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○駒田委員

この阿木川のアユの由来というのは、以前からの話と変わってないですか。何か新しい情報はありますか。

○松田書記

以前調べられたときには琵琶湖産系と言うことで、産卵期も早かったと言うことなんですが、最近、産卵期が長くなっていると言うか、多様性が出てきているということで、その可能性はありますが、新しい情報は入っておりません。

○戸部会長

他にございませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

それでは、ただ今から採決を行います。お諮りいたします。協議事項第1号「平成22年度滞留する天然遡上アユの再放流事業に係る事前協議について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

ご異議がないようですので、協議事項第1号については原案のとおり決定します。

○戸部会長

それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

【その他】

岐阜県における川づくりの取り組みについて

・話題提供者

岐阜県県土整備部河川課

課長 堂園 俊多

・内容

自然環境に配慮した河川整備・維持管理の事例紹介

平成22年3月2日

会 長

議事録署名者

委 員

委 員